

令和4年1月7日

保護者 様

那覇市立教育研究所
所長 宮里 寧
(公 印 省 略)

那覇市学習用タブレット端末の緊急時等における貸与について

感染症拡大防止による分散登校などの緊急時においても、子ども達の学習機会を確保するため、一定の要件において学習用タブレット端末を貸与し、自宅の学習に使用することができますので通知いたします。

記

1 貸与について

- (1) 下記貸与要件のいずれかに該当した場合に貸与が可能です。
- (2) 対象是那覇市立小中学校に在籍する全ての児童生徒です。
- (3) 前回の臨時休業時に貸与申請済みの児童生徒については、改めての申請は不要です。ただし、転入等の理由でまだ貸与申請を行っていない児童生徒については、「那覇市学習用タブレット端末貸与申請書」をご提出ください。

※ 学習用タブレット端末はアカウントにログインして使用するため、インターネット環境への接続が必須となります。Wi-Fi 環境が家庭に整備されている児童生徒につきましては、家庭のWi-Fi に接続していただきますようお願いいたします。

下記貸与要件のうち(1)及び(2)の状況において、Wi-Fi 環境が家庭にない児童生徒につきましては、別紙「那覇市学習用モバイル Wi-Fi ルーターの貸与申請について」を参照ください。

2 貸与要件

- (1) 感染症の拡大による臨時休校（分散登校を含む）または学年・学級閉鎖の措置等で出席停止となった場合
- (2) 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合
- (3) その他学校長が認めた児童生徒

3 貸与期間

貸与期間は臨時休校（分散登校を含む）又は出席停止の期間が終了するまでとなります。

4 その他

- (1) 貸与した機器に係る電気代等は自己負担となります。
- (2) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。
- (3) 別紙「タブレット端末を家庭で利用する際のルール」に記載の遵守事項に従い、適切な管理をお願いいたします。

問い合わせ先
那覇市立教育研究所
情報支援 電話：917-3441